

延岡市北川体育館

				使用時間		午前	午後	夜間	全日
						9時から12時 まで	12時から17時 まで	17時から22時 まで	9時から22時 まで
競技場	全面使用	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない 場合	小中学生	970円	1,620円	1,620円	4,210円	
				高校生	1,340円	2,240円	2,240円	5,820円	
				一般	1,950円	3,250円	3,250円	8,450円	
			入場料を徴収する場 合	小中学生	1,950円	3,250円	3,250円	8,450円	
			高校生	2,690円	4,480円	4,480円	11,650円		
			一般	3,900円	6,500円	6,500円	16,900円		
		アマチュアスポーツ以外に 使用する 場合	入場料を徴収しない 場合		22,480円	37,470円	37,470円	97,420円	
	入場料を徴収する場 合			44,970円	74,960円	74,960円	194,890円		
部分使用	競技場の2分の1未満の部分 を使用する場合			全面使用の使用料の100分の50に相当する額					
別館	卓球室			1組1時間につき		220円			
	トレーニングルーム			1人1時間につき		220円			
	ミーティングルーム			1時間につき		220円			
備考									
<p>(1) 使用許可を受けた時間を超えて使用する場合における当該超えて使用する時間（1時間以内に限る。）の競技場の使用料は、当該使用許可を受けた時間の使用料の5分の1に相当する額とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる時間の競技場の使用料は、それぞれに定める額とする。</p> <p>ア 夜間の使用時間から引き続いて全日の使用時間外の時間に使用する場合における当該全日の使用時間外の時間 1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。イにおいて同じ。）につき夜間の使用料の5分の1に相当する額</p> <p>イ 全日の使用時間外の時間から引き続いて午前の使用時間に使用する場合（アに掲げる場合を除く。）における当該全日の使用時間外の時間 1時間につき午前の使用料の5分の1に相当する額</p> <p>(3) 全日の使用時間外の時間の別館の使用料は、全日の使用料の額とする。</p> <p>(4) 附属設備以外の設備について電気を使用する場合は、実費相当額を徴収する。</p>									